

令和 4 年 5 月 19 日現在

機関番号：15401

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2021

課題番号：19K13535

研究課題名（和文）被疑者を身体拘束から解放する手段としての勾留理由開示制度の活用方法に関する研究

研究課題名（英文）A Study on the Detention Reason Disclosure System

研究代表者

堀田 尚徳（Hotta, Hisanori）

広島大学・人間社会科学研究科（法）・准教授

研究者番号：70779579

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：我が国の刑事手続では、起訴前段階において、被疑者等が捜査機関側の有する身体拘束の根拠となった資料の内容をほとんど知ることができない。その結果、身体拘束から被疑者を解放するための諸制度を十分に活用できていないという問題がある。これに対して、アメリカの予備審問では身体拘束の根拠となった資料が開示されること、この予備審問は、日本の勾留理由開示制度の制定過程に一定の影響を与えたと考えられる。そこで、予備審問に関する議論の分析を踏まえて、同制度を、被疑者等が身体拘束の根拠となった資料の内容を知る手段として位置付ける解釈論を提示する研究を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

勾留理由開示制度は、現在、ほとんど使われなくなっている。しかし、本研究によれば、同制度は捜査機関側の有する身体拘束の根拠となった資料の内容を被疑者等が知る手段であると位置付けられることになる。これにより、同制度がより活用されることになる。また、本研究により、起訴前段階における捜査機関側の有する資料の開示の問題の重要性を認識する契機となる。さらに、本研究を基礎として、被疑者を身体拘束から解放するための諸制度にも研究の範囲を広げ、我が国の刑事手続における被疑者の身体拘束制度の在り方を検討することが可能となる。

研究成果の概要（英文）：In Japan, a suspect who has been detained has little knowledge of the contents of the materials that are the basis of the detention held by the investigative institution. As a result, the suspect has not fully utilized various systems to release himself from detention. On the other hand, in the United States, a preliminary hearing will disclose the materials on which the detention was based. The preliminary hearing is thought to have influenced the process of establishing the detention reason disclosure system in Japan. The purpose of this study is to analyze discussions on the preliminary hearing and how to utilize the detention reason disclosure system.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：勾留 勾留理由開示 予備審問

## 1. 研究開始当初の背景

我が国の刑事手続において、起訴前段階における被疑者の身体拘束期間は最長約4週間にも及ぶ(刑事訴訟法第203条、同法第205条、同法第208条等)。そのため、被疑者は、不当に長い身体拘束により行動の自由を奪われるのみならず、職を失う等の社会的な不利益を被る可能性がある。このような法制度下においては、不当に長い身体拘束から被疑者を解放するための諸制度(例えば、勾留に対する準抗告の申立て、同法第429条第1項第2号等。)を十分に活用できることが極めて重要であり、そのためには、被疑者等が捜査機関側の有する身体拘束の根拠となった資料の内容を知る手段を有することが必要不可欠である。しかし、現行刑事訴訟法においてそのような手段を明示的に定めた規定は存在しない。そこで、解釈により上記手段を認めることで、不当に長い身体拘束から被疑者を解放するための諸制度を十分に活用できていないという問題を解決する必要がある。

我が国における捜査機関側の有する資料(証拠)開示に関する研究は、起訴後段階に重点が置かれてきた。近年は、起訴前段階における資料開示の必要性について言及する論文が公表されるようになったものの、

(1) 起訴前段階において、被疑者等が捜査機関側の有する身体拘束の根拠となった資料の内容を知る権利(資料開示請求権)の理論的根拠は何か

(2) 前記(1)の理論的根拠に基づき資料開示請求権を実現する為の具体的な制度をどのように考えるべきか

という問題に本格的に正面から取り組む研究はまだ少ない。本研究は、前記(2)を対象とするものである。

身体拘束の根拠となった資料の内容を知る手段として、勾留理由開示制度(同法第207条第1項、同法第82条以下)の利用が考えられるところ、同制度を資料の内容を知る手段として位置付ける解釈論を提示するためには、資料が被疑者等に開示される制度を有する国における議論から示唆を得る必要がある。そこで、現行刑事訴訟法の制定過程において勾留理由開示制度に一定の影響を与え、かつ、資料が被疑者等に開示されるアメリカの予備審問に関する議論を参照することにした。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、アメリカの予備審問が有する諸機能のうち、身体拘束の根拠となった資料の開示に関わる証拠開示機能の内容を調査することにより、身体拘束の根拠となった資料の開示が、いかなる考えに基づいて実際にどのようになされているのかを解明し、日本の勾留理由開示制度に関する解釈論を提示するための示唆を得ることにある。具体的には、以下の2点を研究した。

(1) 証拠開示機能を中心とした予備審問の歴史的発展過程の解明

(2) 現在の予備審問における証拠開示機能の内容の解明

この研究によって、予備審問における証拠開示機能がいかなる考えに基づいて実際にどのようになされているのかを解明することができる。

## 3. 研究の方法

研究の方法は、関連文献を収集し分析することが中心となった。

### (1) 令和元年度

研究初年度である令和元年度は、前記2(1)で述べたとおり、証拠開示機能を中心とした予備審問の歴史的発展過程の解明に取り組んだ。具体的には、以下の2点を重点的に行った。

第1に、証拠開示機能が現れた理由及び経緯の解明である。予備審問に証拠開示機能が付与されるに至ったということは、証拠開示機能が必要とされる事態が生じたということである。そこで、予備審問の制度発足時に遡って、できるだけ幅広く体系書、研究書、立法資料等の文献を収集し分析した。

第2に、証拠開示機能と他の機能との関係の解明である。予備審問の機能には、証拠開示機能の他に、審査機能(screening)、証言の証拠保全機能(perpetuation of testimony)、公判前の釈放機能(pretrial release)等があることを確認できている。本研究の目的を踏まえると、証拠開示機能についての文献のみを収集し分析すれば足りると思える。しかし、これらの諸機能が現れるまでには沿革があり、その沿革の中で証拠開示機能がどのように位置付けられてきたのかを分析することで、証拠開示機能の特徴が明らかになる。そこで、証拠開示機能以外の諸機能についての文献も収集し分析した。

### (2) 令和2年度

研究2年度目である令和2年度は、現在の予備審問における証拠開示機能の内容の解明に取り組んだ。具体的には、以下の2点を重点的に行った。

第1に、現在の予備審問における証拠開示機能の位置付けの解明である。令和元年度

は、証拠開示機能を中心とした予備審問の歴史的発展過程の解明に取り組んだが、現在、実際に運用されている予備審問の内容については調査をできていなかった。そこで、体系書、研究書等の文献を収集し分析した。なお、当初の研究計画では、アメリカ国内の法域ごとに証拠開示機能の位置付け及び実現方法に関する差を抽出し、問題点及び解決法を分析する予定であった。しかし、新型コロナウイルスの影響により、現地に赴いての調査を行えなかったため、この部分の分析については十分に行えなかった。

第2に、アメリカの学説及び裁判例においてどのような問題点が議論されてきたのかについての解明である。ここまでは、主に歴史及び制度の観点からの分析であったが、証拠開示機能を実現する際の問題点について、アメリカの学説及び裁判例がどのような対応をしてきたのかを分析することも、日本の勾留理由開示制度に対する示唆を得る上で有益である。そこで、文献を収集し分析した。

#### (3) 令和3年度

研究最終年度である令和3年度は、前年度まで継続してきた研究を基に、予備審問に関する議論を勾留理由開示制度にどのように取り入れるかについて検討を深めた。

### 4. 研究成果

#### (1) 研究の主な成果等

予備審問 (preliminary hearing) は、正式な裁判手続に先立ち、証拠調べ等を行うことにより、被逮捕者に罪を犯したことを疑うに足りる「相当な理由 (probable cause)」が認められるか否かを審査する手続である。法域によって手続の内容に違いが存在するものの、「相当な理由」が認められるか否かについて、検察官は、被害者、目撃者、犯行を現認した警察官等の証人を用いて立証する。証人に対しては、検察官と被疑者側による交互尋問が行われる。審査の結果、「相当な理由」が認められないと判断されれば、被疑者は釈放 (discharge) される。

予備審問の目的は、アメリカの判例上、根拠のない訴追を排除し、刑事裁判の不名誉等から被疑者を解放することにあるとされる。そして、予備審問には様々な機能が存在するが、本研究との関係では、検察官側の証人に対して被疑者側が尋問することにより、検察官側の主張する被疑事実の内容や根拠に関して情報を得ることができるという証拠開示 (discovery) 機能が重要である。ただし、検察官側は手持ちの全ての証拠を開示する必要はないため、予備審問が証拠開示機能を有するとしても、そこには限界も存在する。

日本の勾留理由開示制度が現在ほとんど使われていない理由の1つは、理由開示の程度が不十分という点にある。裁判官が開示する勾留の理由は簡単なものが多く、捜査の密行性を理由に、勾留状謄本の記載内容と同程度のものしか開示されないこともあるようである。そうすると、被疑者側から見て敢えて勾留理由開示請求を行うメリットが存在せず、その結果、同制度が使われなくなってしまったのである。本研究により、予備審問の証拠開示機能の知見を活かした勾留理由開示制度が出来上がれば、理由開示の程度も上がり、同制度を活用することに繋がる。

以上を前提に、現時点での研究成果を踏まえた勾留理由開示制度を粗描すると、次のようになる。

##### 勾留理由開示公判前

まず、被疑者等が勾留理由開示請求をする。請求を受けた裁判官は、勾留理由開示公判期日を指定し(同法第83条、刑事訴訟規則第82条第1項、同規則第84条)、これを弁護士等に通知する(同規則第82条第3項)。

被疑者及び弁護人は、勾留理由開示公判に向けた準備の為、検察官に対して、身体拘束の根拠となった資料の開示を求める。ここで開示される資料は、あくまで身体拘束の適法性を争うために必要不可欠なものに限られるから、例えば目撃者の供述調書について、目撃者の特定に結び付くような部分については、黒く塗りつぶす等して閲覧できないようにしてよい。被疑者及び弁護人は、開示された資料を基に、勾留理由開示公判において勾留の適法性を争うことになる。

##### 勾留理由開示公判当日

裁判官はまず、勾留の理由及び必要性について告知する。告知される勾留の理由及び必要性の基準時は、勾留当時のものでよい。また、告知される勾留の理由及び必要性の程度は、刑事訴訟法第60条第1項柱書の「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」及び同条項各号の事由について、どの証拠からどのような事実を認定して要件該当性を肯定したのかについてまでである。裁判官による勾留の理由及び必要性の告知が終わると、次に、勾留理由開示公判の時点においても勾留の理由及び必要性が認められることについて意見陳述をする。この際、捜査活動の進展により得られた新たな証拠を用いて立証を行っても良いが、当該証拠は被疑者及び弁護人に事前に開示されていなければならない。次に、被疑者及び弁護人が、勾留の理由及び必要性が認められないことについて意見陳述を行う。ここで、証人尋問を行ってもよい。裁判官は、両当事者の意見陳述を聴いた上で、勾留理由開示公判の時点において未だに勾留の理由及び必要性が存在するか否かを判断し、存在しないと判断した場合には、職権で勾留を取り消す(同法第87条)。

( 2 ) 今後の展望

前記3(2)で述べたとおり、アメリカ国内の法域ごとに証拠開示機能の位置付け及び実現方法に関する差を抽出し、問題点及び解決法を分析することについては、本研究期間内に十分に行えなかった。この点については、本研究を引き継ぐ形の研究計画を立てた上で新たな研究費を獲得し、より深い検討を行った上で、その成果を後日論文の形で公表したい。

また、前記1(1)で述べたとおり、起訴前段階において、被疑者等が捜査機関側の有する身体拘束の根拠となった資料の内容を知る権利(資料開示請求権)の理論的根拠は何かという問題が残されている。この問題については、新たな研究費を獲得したため(若手研究22K13298、令和4年度から令和7年度)、研究を進める予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 堀田 尚徳	4. 巻 18
2. 論文標題 勾留理由開示制度の現状	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 広島法科大学院論集	6. 最初と最後の頁 71～104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15027/52371	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------